

(2) ほ場条件の整備

農村基盤G

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業（経営体育成型・中山間地域型(1)）			
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農地整備事業（経営体育成型）			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施する。</p> <p>① 農業生産基盤整備事業のうち、以下の2以上の事業を実施(エ、オは単独でも可)(中山間地域型(1)は力を除く) ア 農業用排水施設整備 イ 農道整備 ウ 客土 エ 暗渠排水 オ 区画整理 カ 除稈</p> <p>② 農業生産基盤整備事業と併せて実施できる事業(密接な関連必要) ・農業生産基盤整備附帯事業…土壌改良、高付加価値農業施設移転等、交換分合、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ・営農環境整備事業…農業集落道整備、農業集落排水施設整備、農業集落防災安全施設整備、農業集落環境管理施設整備、用地整備、環境整備、生態系保全空間整備、営農用水施設、農作業準備休憩施設、地域資源活用基盤 ・農業経営高度化支援事業…高度土地利用調整、耕作放棄地解消支援、農業経営高度化促進、耕地利用高度化推進、耕作放棄地活用推進 ・特認(農山漁村地域整備交付金は対象外)</p>			
要件	<p>1. 受益面積の合計が概ね 20ha(中山間地域型(1)の場合は概ね 10ha)以上であること。</p> <p>2. 以下の計画が策定されていること (1)「農業競争力強化基盤整備計画」が策定されていること。(農山漁村地域整備交付金は対象外) (2)「基盤整備関連経営体育成等促進計画」及び「農用地利用集積促進土地改良整備計画」が策定されていること。 (3)農業経営高度化支援事業を行うときは、「農業経営高度化計画」が策定されていること。</p> <p>3. 別紙に示すアからウのうち、いずれかの要件を満たすこと。</p> <p>4. 農業競争力強化農地整備事業においては、以下の要件のいずれかを満たすこと。 ・国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体となって行う事業であること。(国営事業関連区分) ・受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が 50%以上となることが確実と見込まれるものであること。(農地集積促進区分) ・高収益作物の導入・生産拡大又は集落営農組織等の設立・法人化もしくは農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創出するものであること。(高付加価値化等促進区分)</p>			
実施要綱	農業競争力強化農地整備事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農業競争力強化農地整備事業実施要領 別紙1(農地整備事業に係る運用) 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙1-1(農地整備事業に係る運用)、別紙1-2(農地整備事業に係る取扱い)			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業、 農業生産基盤整備附帯事業	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)
	営農環境整備事業	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)
	農業経営高度化支援事業	別紙のとおり		
適用	<p>1. 上記()は 5法、特別豪雪、旧急傾斜、指定棚田</p> <p>2. 上記中山間地域型(1)は 農業競争力強化農地整備事業実施要領第5の2の(1)の要件を満たす場合</p>			

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業(経営体育成型・中山間地域型(1))
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農地整備事業(経営体育成型)
要件	<p>要件は以下のとおり</p> <p><担い手の定義></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認定農業者 2. 経営面積が3.5ha以上の農家又は常時従業者1人当たり3.5ha以上の農地所有各法人等で促進計画の目標年度までに認定業者となることが確実に見込まれること 3. オペレーター1人当たり基幹3作業面積が3.5haを超える生産組織で促進計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実に見込まれること 4. 促進計画の目標年度までに特定農業団体等となることが確実に見込まれる集落営農組織 5. 農地所有適格法人等を除く法人において、当該事業の目標年度に認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定するものであること 6. 人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体に位置づけられていること。 7. その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めたものであること <p>ア別紙1-1(農地整備事業に係る運用)第5の1の(2)のア 生産基盤整備事業等の完了時において、受益面積に占める担い手の経営農用地面積の割合が、事業開始時に比べ以下のとおり増加することが確実であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現況40(20)%未満 → 50(30)%以上へ ② 現況40(20)%以上～50%未満 → 10パーセントポイント以上引き上げ ③ 現況50%以上～55%未満 → 60%以上へ ④ 現況55%以上～90%未満 → 5パーセントポイント以上引き上げ ⑤ 現況90%以上～95%未満 → 95%以上へ ⑥ 現況95%以上 → 同等かそれ以上 <p>※0 書きは交付金の場合</p> <p>イ別紙1-1(農地整備事業に係る運用)第5の1の(2)のイ 生産基盤整備事業等の完了時において、受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、担い手農地集約化率が事業開始時に対し、以下のとおり増加することが確実と見込まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 23(13)%未満 → 30(20)%以上へ ② 23(13)%以上～35%未満 → 7パーセントポイント以上引き上げ ③ 35%以上～38.5%未満 → 42%以上へ ④ 38.5%以上～63%未満 → 3.5パーセントポイント以上引き上げ ⑤ 63%以上～66.5%未満 → 66.5%以上へ ⑥ 66.5%以上 → 同等かそれ以上へ <p>※0 書きは交付金の場合</p> <p><集約化要件></p> <p>同一の担い手によって耕作される農用地が1ha以上のまとまりを構成していること。尚、2つ以上の農用地においてまとまりを構成するとは、一連の作業を継続するのに支障のないものとして以下のいずれかに該当する場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの。 (2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの (3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のないもの。 (4) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低差が作業の継続に影響のないもの。 (5) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの。 <p>ウ別紙1-1(農地整備事業に係る運用)第5の1の(2)のウ 事業完了時点において、以下の要件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地所有適格法人等の設立 <ol style="list-style-type: none"> ① 農地所有適格法人が存在しない地区 生産基盤整備事業等(中心経営体農地集積促進事業除く。以下同じ。)の完了時に経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人。 ② 農地所有適格法人が存在する地区 事業採択時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区については、生産基盤整備事業等の完了時に、当該農地所有適格法人が特定農業法人として経営基盤強化促進法に基づく農用地利用規定に定められ、経営所得安定対策の加入者となる。 ※事業採択時について、生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して、農業経営高度化支援事業のうち高度土地利用調整事業を実施している場合にあっては、高度土地利用調整事業の開始時を事業採択時とする。 (2) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める上記で規定した農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合(農用地利用集積率)が、50%以上(交付金の場合は30%以上)となること。

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業（経営体育成型・中山間地域型(1)）における農業経営高度化支援事業																																													
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農地整備事業（経営体育成型）における農業経営高度化支援事業																																													
事業主体	県 営 ・ 団 体 営																																													
事業内容	<p>経営体育成基盤整備事業の基盤整備の実施にあたって、地域農業の構造改革の加速化に資するため、面的なまとまりを重視した農地の利用集積の加速化を図ることにより、認定農業者や集落営農などの担い手の育成・確保を推進する。</p> <p>①高度土地利用調整事業 ア：指導事業（事業主体：県、県土地改良事業団体連合会）…土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、県等が行う普及・指導活動 イ：調査・調整事業（事業主体：県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等）…関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>②農業経営高度化促進事業（事業主体：県、市町村、土地改良区） 中心経営体農地集積促進事業…中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>③耕地利用高度化推進事業（事業主体：県、市町村） 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p>																																													
要件	<p>②農業経営高度化促進事業（事業主体：県、市町村、土地改良区） 【中心経営体農地集積促進事業】 促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める中心経営体の経営農用地の面積の割合が¹55%（交付金の場合は35%）以上となること。</p> <p>＜中心経営体の定義＞ 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下、「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せず同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の(1)に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランにおいて、地域の中心となる経営体に位置づけられていること。</p>																																													
実施要綱	<p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱</p>																																													
実施要領	<p>農業競争力強化農地整備事業実施要領 別紙1（農地整備事業に係る運用） 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙1-1（農地整備事業に係る運用）、別紙1-2（農地整備事業に係る取扱い）</p>																																													
交付要綱	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱</p>																																													
交付率	区分	国	県	その他																																										
	①高度土地利用調整事業	ア：指導事業 イ：調査・調整事業	50(55) 0(0)	0(0) 50(45)																																										
	②農業経営高度化促進事業	中心経営体農地集積促進事業	50(55)	50(45) 0(0)																																										
	③耕地利用高度化推進事業		50(55)	27.5(27.5) 22.5(17.5)																																										
適用	<p>1. 上記()は5法、特別豪雪、旧急傾斜、指定棚田</p> <p>2. 調査・調整事業の助成限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。 60ha未満 1,500千円 60ha以上200ha未満 2,000千円 200ha以上 4,000千円</p> <p>3. 促進事業の助成の限度額は生産基盤整備事業等の総事業費（基盤整備に係るもののみとし、地元負担が生じない工種、減免対象の事業費は対象外）に下表の助成割合を乗じた額とする。</p> <p style="text-align: center;">【中心経営体農地集積促進事業】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">《農業競争力強化農地整備事業》</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">《農山漁村地域整備交付金》</td> </tr> <tr> <td>中心経営体集積率</td> <td>助成割合</td> <td>集約化加算※</td> <td>中心経営体集積率</td> <td>助成割合</td> <td>集約化加算なし</td> </tr> <tr> <td>55%以上65%未満</td> <td>… 5.5%</td> <td>+1.0%（計6.5%）</td> <td>35%以上45%未満</td> <td>… 3.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65%以上75%未満</td> <td>… 6.5%</td> <td>+2.0%（計8.5%）</td> <td>45%以上55%未満</td> <td>… 4.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満</td> <td>… 7.5%</td> <td>+3.0%（計10.5%）</td> <td>55%以上65%未満</td> <td>… 5.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>… 8.5%</td> <td>+4.0%（計12.5%）</td> <td>65%以上75%未満</td> <td>… 6.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>75%以上</td> <td>… 7.5%</td> <td></td> </tr> </table> <p>※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合。</p> <p>※最大12.5%の促進費となるが、県の継ぎ足し補助は農家負担の7.5%分までとする。（市町村がガイドラインどおり負担した際の農家負担率を限度とする）</p> <p>4. 耕地利用高度化推進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。</p> <p>5. 上記中山間地域型(1)は 農業競争力強化農地整備事業実施要領第5の2の(1)の要件を満たす場合</p>				《農業競争力強化農地整備事業》			《農山漁村地域整備交付金》			中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	中心経営体集積率	助成割合	集約化加算なし	55%以上65%未満	… 5.5%	+1.0%（計6.5%）	35%以上45%未満	… 3.5%		65%以上75%未満	… 6.5%	+2.0%（計8.5%）	45%以上55%未満	… 4.5%		75%以上85%未満	… 7.5%	+3.0%（計10.5%）	55%以上65%未満	… 5.5%		85%以上	… 8.5%	+4.0%（計12.5%）	65%以上75%未満	… 6.5%					75%以上	… 7.5%	
《農業競争力強化農地整備事業》			《農山漁村地域整備交付金》																																											
中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	中心経営体集積率	助成割合	集約化加算なし																																									
55%以上65%未満	… 5.5%	+1.0%（計6.5%）	35%以上45%未満	… 3.5%																																										
65%以上75%未満	… 6.5%	+2.0%（計8.5%）	45%以上55%未満	… 4.5%																																										
75%以上85%未満	… 7.5%	+3.0%（計10.5%）	55%以上65%未満	… 5.5%																																										
85%以上	… 8.5%	+4.0%（計12.5%）	65%以上75%未満	… 6.5%																																										
			75%以上	… 7.5%																																										

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業（中山間地域型(2)）			
交付金名				
事業主体	県 営			
事業内容	<p>将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施する。</p> <p>① 農業生産基盤整備事業のうち、以下の2以上の事業を実施(エ、オは単独でも可) ア 農業用排水施設整備 イ 農道整備 ウ 客土 エ 暗渠排水 オ 区画整理</p> <p>② 上記①で示す事業と併せて実施できる事業 カ 除礫 キ 農用地造成 ク 農地保全</p> <p>③ 農業生産基盤整備事業と併せて実施できる事業(密接な関連必要) ・農業生産基盤整備附帯事業…土壌改良、高付加価値農業施設移転等、交換分合、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ・営農環境整備事業…農業集落道整備、農業集落排水施設整備、農業集落防災安全施設整備、農業集落環境管理施設整備、用地整備、環境整備、生態系保全空間整備、営農用水施設、農作業準備休憩施設、地域資源利活用基盤 ・農業経営高度化支援事業…高度土地利用調整、耕作放棄地解消支援、農業経営高度化促進、耕地利用高度化推進、耕作放棄地活用推進 ・特認</p>			
要件	<p>1. 採択期間は令和3年度までとする。</p> <p>2. 事業内容①のアからオの受益面積の合計が概ね10ha以上であって、主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該事業の実施区域の全農用地の面積の50%以上を占める地域であること。</p> <p>3. 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画(以下、特定地域導入促進計画という)に定める目標年度において、高収益作物の作付面積割合が事業の受益面積に対し3パーセントポイント以上増加すること。</p> <p>4. 特定地域導入促進計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積割合が当該担い手に係る受益面積に対し5パーセントポイント以上増加する担い手が1戸以上となること。</p> <p>5. 以下の計画が策定されていること (1)「農業競争力強化基盤整備計画」が策定されていること。 (2)「特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画」及び「特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画」が策定されていること。 (3)農業経営高度化支援事業を行うときは、「農業経営高度化計画」が策定されていること。</p> <p>6. 別紙に示すアからウのうち、いずれかの要件を満たすこと。</p> <p>7. 農業競争力強化農地整備事業においては、以下の要件のいずれかを満たすこと。 ・国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体となって行う事業であること。(国営事業関連区分) ・受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が30%以上となることが確実と見込まれるものであること。(農地集積促進区分) ・高収益作物の導入・生産拡大又は集落営農組織等の設立・法人化もしくは農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創出するものであること。(高付加価値化等区分)</p>			
実施要綱	農業競争力強化農地整備事業実施要綱			
実施要領	農業競争力強化農地整備事業実施要領 別紙1(農地整備事業に係る運用)			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業、 農業生産基盤整備附帯事業	55	27.5 ※	17.5 ※
	営農環境整備事業	55	27.5 ※	17.5 ※
	農業経営高度化支援事業	別紙のとおり		
適用	<p>1. 離島については国費以外未定(※)</p> <p>2. 上記中山間地域型(2)は 農業競争力強化農地整備事業実施要領第5の2の(2)の要件を満たす場合</p>			

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業(中山間地域型(2))																								
交付金名																									
要件	<p>要件は以下のとおり</p> <p><担い手の定義></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認定農業者 2. 経営面積が3.5ha以上の農家又は常時従業者1人当たり3.5ha以上の農業生産法人で促進計画の目標年度までに認定業者となることが確実に見込まれること 3. オペレーター1人当たり基幹3作業面積が3.5ha以上の生産組織で促進計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実に見込まれること 4. 促進計画の目標年度までに特定農業団体等となることが確実に見込まれる集落営農組織 5. 農業生産法人を除く法人において、当該事業の目標年度に認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定するものであること 6. 人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体に位置づけられていること。 7. その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めたものであること <p>ア:別紙1-1(農地整備事業に係る運用)第5の2の(2)のウの(ア) 生産基盤整備事業等の完了時において、受益面積に占める担い手の経営農用地面積の割合が、事業開始時に比べ以下のとおり増加することが確実であること。</p> <table border="0"> <tr><td>①現況20%未満</td><td>→ 30%以上へ</td></tr> <tr><td>②現況20%以上～50%未満</td><td>→ 10パーセントポイント以上引き上げ</td></tr> <tr><td>③現況50%以上～55%未満</td><td>→ 60%以上へ</td></tr> <tr><td>④現況55%以上～90%未満</td><td>→ 5パーセントポイント以上引き上げ</td></tr> <tr><td>⑤現況90%以上～95%未満</td><td>→ 95%以上へ</td></tr> <tr><td>⑥現況95%以上</td><td>→ 担い手への集約化が図られること</td></tr> </table> <p>イ:別紙1-1(農地整備事業に係る運用)第5の2の(2)のウの(イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、担い手農地集約化率が事業開始時に対し、以下のとおり増加することが確実と見込まれること。</p> <table border="0"> <tr><td>①13%未満</td><td>→ 20%以上へ</td></tr> <tr><td>②13%以上～35%未満</td><td>→ 7パーセントポイント以上引き上げ</td></tr> <tr><td>③35%以上～38.5%未満</td><td>→ 42%以上へ</td></tr> <tr><td>④38.5%以上～63%未満</td><td>→ 3.5パーセントポイント以上引き上げ</td></tr> <tr><td>⑤63%以上～66.5%未満</td><td>→ 66.5%以上へ</td></tr> <tr><td>⑥66.5%以上</td><td>→ 担い手への集約化が図られること</td></tr> </table> <p><集約化要件></p> <p>同一の担い手によって耕作される農用地が1ha以上のまとまりを構成していること。尚、2つ以上の農用地においてまとまりを構成するとは、一連の作業を継続するのに支障のないものとして以下のいずれかに該当する場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの。 (2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの (3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のないもの。 (4) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低差が作業の継続に影響のないもの。 (5) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの。 <p>ウ:別紙1-1(農地整備事業に係る運用)第5の2の(2)のウの(ウ) 事業完了時点において、以下の要件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地所有適格法人等の設立 <ol style="list-style-type: none"> ①農地所有適格法人が存在しない地区 生産基盤整備事業等(中心経営体農地集積促進事業除く。以下同じ。)の完了時に経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人。 ②農地所有適格法人が存在する地区 事業採択時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区については、生産基盤整備事業等の完了時に、当該農地所有適格法人が特定農業法人として経営基盤強化促進法に基づく農用地利用規定に定められ、経営所得安定対策の加入者となる。 ※事業採択時について、生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して、農業経営高度化支援事業のうち高度土地利用調整事業を実施している場合にあっては、高度土地利用調整事業の開始時を事業採択時とする。 (2) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める上記で規定した農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合(農用地利用集積率)が、30%以上となること。 	①現況20%未満	→ 30%以上へ	②現況20%以上～50%未満	→ 10パーセントポイント以上引き上げ	③現況50%以上～55%未満	→ 60%以上へ	④現況55%以上～90%未満	→ 5パーセントポイント以上引き上げ	⑤現況90%以上～95%未満	→ 95%以上へ	⑥現況95%以上	→ 担い手への集約化が図られること	①13%未満	→ 20%以上へ	②13%以上～35%未満	→ 7パーセントポイント以上引き上げ	③35%以上～38.5%未満	→ 42%以上へ	④38.5%以上～63%未満	→ 3.5パーセントポイント以上引き上げ	⑤63%以上～66.5%未満	→ 66.5%以上へ	⑥66.5%以上	→ 担い手への集約化が図られること
①現況20%未満	→ 30%以上へ																								
②現況20%以上～50%未満	→ 10パーセントポイント以上引き上げ																								
③現況50%以上～55%未満	→ 60%以上へ																								
④現況55%以上～90%未満	→ 5パーセントポイント以上引き上げ																								
⑤現況90%以上～95%未満	→ 95%以上へ																								
⑥現況95%以上	→ 担い手への集約化が図られること																								
①13%未満	→ 20%以上へ																								
②13%以上～35%未満	→ 7パーセントポイント以上引き上げ																								
③35%以上～38.5%未満	→ 42%以上へ																								
④38.5%以上～63%未満	→ 3.5パーセントポイント以上引き上げ																								
⑤63%以上～66.5%未満	→ 66.5%以上へ																								
⑥66.5%以上	→ 担い手への集約化が図られること																								

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業（中山間地域型(2)）における農業経営高度化支援事業															
交付金名																
事業主体	県 営 ・ 団 体 営															
事業内容	<p>経営体育成基盤整備事業の基盤整備の実施にあたって、地域農業の構造改革の加速化に資するため、面的なまとまりを重視した農地の利用集積の加速化を図ることにより、認定農業者や集落営農などの担い手の育成・確保を推進する。</p> <p>①高度土地利用調整事業 ア：指導事業(事業主体: 県、県土地改良事業団体連合会)・・・土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、県等が行う普及・指導活動 イ：調査・調整事業(事業主体: 県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等)・・・関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>②農業経営高度化促進事業(事業主体: 県、市町村、土地改良区) ア：中心経営体農地集積促進事業・・・中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援 イ：中山間担い手育成支援事業・・・地域の農業を牽引する中心経営体の育成支援</p> <p>③耕地利用高度化推進事業(事業主体: 県、市町村) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p>															
要件	<p>②農業経営高度化促進事業(事業主体: 県、市町村、土地改良区) 【ア：中心経営体農地集積促進事業】 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画(以下、特定地域導入促進計画という)に定める目標年度において、受益面積に占める中心経営体の経営農用地の面積の割合が55%以上となること。 【イ：中山間担い手育成支援事業】 対象とする中心経営体の中に、特定地域導入促進計画に定める目標年度において、当該中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合が5パーセントポイント以上となる中心経営体があること。</p> <p><中心経営体の定義> 農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業(経営体育成型・中山間地域型(1))における農業経営高度化支援事業と同じ。</p>															
実施要綱	農業競争力強化農地整備事業実施要綱															
実施要領	農業競争力強化農地整備事業実施要領 別紙1(農地整備事業に係る運用)															
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱															
交付率	区分	国	県	その他												
	①高度土地利用調整事業	ア:指導事業 イ:調査・調整事業	55 55	45 0	0 45											
	②農業経営高度化促進事業	中心経営体集積促進事業	55	45	0											
	③耕地利用高度化推進事業		55	27.5	17.5											
適用	<p>1. 離島については国費以外未定</p> <p>2. 調査・調整事業の助成限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。 60ha未満 1,500千円 60ha以上200ha未満 2,000千円 200ha以上 4,000千円</p> <p>3. 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は生産基盤整備事業等の総事業費(基盤整備に係るもののみとし、地元負担が生じない工種、減免対象の事業費は対象外)に下表の助成割合を乗じた額とする。 ・中心経営体の受益地については、以下の①又は②の大きい方により支援します。 ・中心経営体以外の受益地については、以下の①により支援します。 [注意] 中心経営体農地集積促進事業及び中山間担い手育成支援事業を併せて実施する場合の中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は、事業受益面積のうち中山間担い手育成支援事業の対象農地面積を除いた面積の割合について、総事業費に助成割合を乗じた額とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>①【中心経営体農地集積促進事業】</td> <td>②【中山間担い手育成支援事業(対象:中心経営体受益地)】</td> </tr> <tr> <td>中心経営体集積率 助成割合 集約化加算※</td> <td>中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合 助成割合</td> </tr> <tr> <td>55%以上65%未満 … 5.5% +1.0%(計6.5%)</td> <td>5パーセントポイント以上10パーセントポイント未満 …………… 3.0%</td> </tr> <tr> <td>65%以上75%未満 … 6.5% +2.0%(計8.5%)</td> <td>10パーセントポイント以上15パーセントポイント未満 …………… 4.5%</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満 … 7.5% +3.0%(計10.5%)</td> <td>15パーセントポイント以上20パーセントポイント未満 …………… 6.0%</td> </tr> <tr> <td>85%以上 … 8.5% +4.0%(計12.5%)</td> <td>20パーセントポイント以上 …………… 7.5%</td> </tr> </table> <p>※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合。 ※最大12.5%の促進費となるが、県の継ぎ足し補助は農家負担の7.5%分までとする。(市町がガイドラインどおり負担した際の農家負担率を限度とする)</p> <p>4. 耕地利用高度化推進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。</p> <p>5. 中山間地域型(1)は 農業競争力強化農地整備事業実施要領第5の2の(1)の要件を満たす場合</p> <p>6. 中山間地域型(2)は 農業競争力強化農地整備事業実施要領第5の2の(2)の要件を満たす場合</p>				①【中心経営体農地集積促進事業】	②【中山間担い手育成支援事業(対象:中心経営体受益地)】	中心経営体集積率 助成割合 集約化加算※	中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合 助成割合	55%以上65%未満 … 5.5% +1.0%(計6.5%)	5パーセントポイント以上10パーセントポイント未満 …………… 3.0%	65%以上75%未満 … 6.5% +2.0%(計8.5%)	10パーセントポイント以上15パーセントポイント未満 …………… 4.5%	75%以上85%未満 … 7.5% +3.0%(計10.5%)	15パーセントポイント以上20パーセントポイント未満 …………… 6.0%	85%以上 … 8.5% +4.0%(計12.5%)	20パーセントポイント以上 …………… 7.5%
①【中心経営体農地集積促進事業】	②【中山間担い手育成支援事業(対象:中心経営体受益地)】															
中心経営体集積率 助成割合 集約化加算※	中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合 助成割合															
55%以上65%未満 … 5.5% +1.0%(計6.5%)	5パーセントポイント以上10パーセントポイント未満 …………… 3.0%															
65%以上75%未満 … 6.5% +2.0%(計8.5%)	10パーセントポイント以上15パーセントポイント未満 …………… 4.5%															
75%以上85%未満 … 7.5% +3.0%(計10.5%)	15パーセントポイント以上20パーセントポイント未満 …………… 6.0%															
85%以上 … 8.5% +4.0%(計12.5%)	20パーセントポイント以上 …………… 7.5%															

補助事業名				
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農地整備事業(耕作放棄地型)			
事業主体	県		営	
事業内容	<p>耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業は、基盤整備と耕作放棄地解消・発生防止のための関連支援策を一体的に実施するとともに、基盤整備を契機とした耕作放棄地の解消・発生防止の手法を確立することにより、耕作放棄地の解消・発生防止に向けた地域の取組を支援することを目的とする。</p> <p>① 農業生産基盤整備事業のうち、以下の1以上の事業を実施(各工種の単独施工可)</p> <p>ア 農業用排水施設整備 イ 農道整備 ウ 客土 エ 暗渠排水 オ 区画整理 カ 農用地造成</p> <p>② ①と併せて実施できる事業(密接な関連必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤整備附帯事業…耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備、土壌改良、高付加価値農業施設移転、交換分合 ・営農環境整備事業…農業集落道整備、農業集落排水施設整備、農業集落防災安全施設整備、農業集落環境管理施設整備、用地整備、環境整備、生態系保全空間整備、営農用水施設整備、農作業準備休憩施設整備、地域資源利活用基盤整備 <p>③農業経営高度化支援事業</p> <p>1)耕作放棄地解消支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導事業…土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、県が行なう普及・指導活動 ・調査・調整事業…耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 <p>2)耕作放棄地解消・集積促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援 <p>3)耕作放棄地活用推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 			
要件	<p>1. 受益面積の合計が概ね20ha以上であること。 なお、受益地は地形上接続していること又は農業用道路、用排水路で接続していることを原則としているが、以下に掲げる要件をすべて満たす場合は、この限りではない。</p> <p>(1)事業の受益地を含む営農上まとまりのある一定区域(営農区)の規模の合計が60ha以上であること。</p> <p>(2)各営農区において農家間の連携に基づく営農活動が展開されること。</p> <p>2. 「耕作放棄地解消等基盤整備基本構想」及び「遊休農地利用増進土地改良整備計画」が策定されていること。</p> <p>3. 受益面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれのある農地の合計面積の割合が6%以上となること。 ただし、受益面積に占める担い手の経営等農地面積の割合が、事業採択時において50%以上の場合は3%以上となること。</p> <p>4. 耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれのある農地について、市町村及び関係機関との連携に基づき、長期にわたって利用増進が図られると見込まれること。</p> <p>担い手の定義 経営体育成基盤整備事業と同じ。</p> <p>耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれのある農地とは、知事が以下の基準を満たすと判断した農地とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者等によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地。 ・現に耕作の目的に供されているが、事業採択時において、事業完了年度の翌年度までに耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地で、かつ、当該所有者に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地。 			
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙1-1(農地整備事業に係る運用)、別紙1-2(農地整備事業に係る取扱い)			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業	50	未	未
	農業生産基盤整備附帯事業	(55)	(27.5)	(17.5)
	営農環境整備事業	50	未	未
		(55)	(未)	(未)
	農業経営高度化支援事業	別紙による		
適用	<p>1. 上記()は5法、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜、指定棚田</p> <p>2. 耕作放棄地解消支援事業の助成限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。</p> <p>60ha未満 1,500千円 60ha以上200ha未満 2,000千円 200ha以上 4,000千円</p> <p>3. 耕作放棄地活用推進事業の助成の限度額は生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。</p>			

補助事業名				
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農地整備事業(耕作放棄地型)における農業経営高度化支援事業			
事業主体	県営・団体営			
事業内容	<p>耕作放棄地解消のための調査や土地利用調整、条件整備及び、耕作放棄地を含む担い手へ農地の集約化を支援する。</p> <p>①耕作放棄地解消支援事業</p> <p>ア 指導事業(事業主体: 県、県土地改良事業団体連合会) 土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、県等が行なう普及・指導活動</p> <p>イ 調査・調整事業(事業主体: 県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等) 耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>②耕作放棄地解消・集積促進事業 (事業主体: 県、市町村、土地改良区) 担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援</p> <p>③耕作放棄地活用推進事業 (事業主体: 県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動</p>			
要件	<p>耕作放棄地解消・集積促進事業(事業主体: 県、市町村、土地改良区)</p> <p>耕作放棄地集約化率(受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合をいう。)が4%以上となること。</p> <p><集約化要件></p> <p>同一の担い手によって耕作される農用地が1ha以上のまとまりを有していること。尚、2つ以上の農用地であって以下のいずれかに該当する場合は、一連の作業を継続するのに支障のないものとして、まとまりを有する農用地と判断する。</p> <p>(1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの。</p> <p>(2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの</p> <p>(3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のないもの。</p> <p>(4) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低差が作業の継続に影響のないもの。</p> <p>(5) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの。</p>			
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙1-1 (農地整備事業に係る運用)、別紙1-2 (農地整備事業に係る取扱い)			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	耕作放棄地解消支援事業「指導事業」	定額補助	—	—
	耕作放棄地解消支援事業「調査・調整事業」	定額補助	—	—
	耕作放棄地解消・集積促進事業	50 (55)	未 (未)	未 (未)
	耕作放棄地活用推進事業	定額補助	—	—
適用	<p>1. 補助率欄の()は 5法、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜、指定棚田</p> <p>2. 耕作放棄地解消支援事業の助成限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。 60ha未満 1,500千円 60ha以上200ha未満 2,000千円 200ha以上 4,000千円</p> <p>3. 耕作放棄地解消・集積促進支援の助成の限度額は生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。 耕作放棄地集約化率が4%以上5%未満の場合にあっては、0.020 耕作放棄地集約化率が5%以上6%未満の場合にあっては、0.030 耕作放棄地集約化率が6%以上7%未満の場合にあっては、0.040 耕作放棄地集約化率が7%以上8%未満の場合にあっては、0.050 耕作放棄地集約化率が8%以上9%未満の場合にあっては、0.060 耕作放棄地集約化率が9%以上10%未満の場合にあっては、0.070 耕作放棄地集約化率が10%以上の場合にあっては、0.075</p> <p>4. 耕作放棄地活用推進事業の助成の限度額は生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。</p>			

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業 実施計画策定事業（実施計画策定事業・経営体育成促進換地等調整事業）			
交付金名				
事業主体	県営・団体営			
事業内容	<p>1. 実施計画策定事業 事業実施に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。</p> <p>2. 経営体育成促進換地等調整事業 農地整備事業等の実施予定地区において、地区内の農地利用状況・関係農家の移行等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急にすすめて行くための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために、以下の業務を実施する。ただし、①、④、⑤、⑦、⑫の業務については必須の業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地区内農地等状況調査 ② 農用地集団化促進基本計画作成 ③ 従前地面積測定 ④ 合意形成促進 ⑤ 地区内アンケート調査 ⑥ 地区内ゾーン設定調整 ⑦ 地域営農構想作成 ⑧ 経営体育成方針作成 ⑨ 創設農用地・増歩換地調整 ⑩ 非農用地換地関係調整 ⑪ 交換分合基準含み換地調整 ⑫ 換地設計基準作成 ⑬ 換地計画素案作成 ⑭ 経営体育成換地調整 			
要件	<p>1. 実施計画策定事業 農地整備事業等の実施が予定されている地区とする。</p> <p>2. 経営体育成促進換地等調整事業 農地整備事業等が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるもの。ただし、「⑭経営体育成換地等調整」は、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。</p>			
実施要綱	農業競争力強化農地整備事業実施要綱			
実施要領	農業競争力強化農地整備事業実施要領 別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	実施計画策定事業	50	25	25
	経営体育成促進換地等調整事業	50 (55)	0 (0)	50 (45)
適用	（ ）内の率は5法（過疎、山振、離島、半島、特農）指定地域、特別豪雪地帯、急傾斜地帯、指定棚田地域に適用。			

補助事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業				
交付金名					
事業主体	県営・団体営				
事業内容	<p>農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力のある農業を実現することを目的とする。</p> <p>① 農業生産基盤整備事業…区画整理事業、農用地造成</p> <p>② 農業生産基盤整備附帯事業…土壌改良事業、高付加価値農業施設移転等事業、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</p> <p>③ 営農環境整備事業…農業集落道整備事業、農業集落排水施設整備事業、農業集落防災安全施設整備事業、農業集落環境管理施設整備事業、用地整備事業、環境整備事業、生態系保全空間整備事業、営農用水施設、農作業準備休憩施設、地域資源利活用基盤</p> <p>④ 農業経営高度化支援事業…指導事業、調査・調整事業、耕地利用高度化推進事業</p> <p>⑤ 機構集積推進事業…機構集積推進事業</p> <p>⑥ 実施計画策定事業</p> <p>⑦ 経営体育性促進換地等調整事業…農地集積促進のために必要な調査・調整、換地設計基準の作成</p>				
要件	<p>1. 「集積・集団化等促進基盤整備計画」が策定されていること。</p> <p>2. 以下に示す要件を満たすこと。</p> <p>(1) 事業施行地域内の農用地の全てについて、機構が農地中間管理権を有すること。</p> <p>(2) 受益面積について、事業施行地域内農用地面積の合計が概ね 10ha(中山間地域の場合は概ね 5ha)以上であること。 事業施行地域内農用地は、概ね 1ha 以上(中山間地域及び樹園地にあつては、概ね 0.5ha 以上)のまとまりを有すること。</p> <p>(3) 事業施行地域内農用地について機構が土地改良法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権のすべての存続期間又は残存期間が 15 年以上であること。</p> <p>(4) 全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後 5 年以内にその農地の 8 割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。また、事業実施前から目標年度(事業完了後5年以内)にかけ、担い手の農地集積率及び農地集約化率がそれぞれ概ね 50 パーセントポイント以上向上すること。但し別紙 1 第 5 の 1 に定める要件を全て満たす場合はこの限りではない。</p> <p>(5) 事業完了後5年以内(果樹等については 10 年以内)に定める目標年度において、事業施行地域内農用地における収益性が 20 パーセント以上向上すること。但し、収益性の向上に係る要件の細目については、別紙 1 第 5 の 2 に示すとおりとする。</p> <p>3. 実施計画策定事業については以下に示す要件を満たすこと。 農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区とする。</p> <p>4. 経営体育性促進換地等調整事業については以下に示す要件を満たすこと。 農地整備事業が確実に実行される予定の地区であり、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、「経営体育性促進換地調整」については、農地整備事業等を実施中の地区とする。</p>				
実施要綱	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱				
実施要領	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領				
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱				
補助率	区分	国	県	その他	
	農業生産基盤整備事業、附帯事業、営農環境整備事業	62.5	27.5	10	
	農業経営高度化支援事業	指 導	62.5	37.5	0
		調 査・調 整	62.5	0	37.5
		耕 地 利 用 高 度 化 推 進	62.5	27.5	10
	実施計画策定事業	62.5	25	12.5	
経営体育性促進換地等調整事業	62.5	0	37.5		
適 用	<p>1. 農業生産基盤整備事業、附帯事業、営農環境整備事業の国負担率 62.5%の内、6法指定等地域(6法、特別豪雪、旧急傾斜、指定棚田)については 7.5%を、その他一般地域については 12.5%を機構集積推進事業により国が負担。</p>				

補助事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業
交付金名	
事業主体	県営・団体営
要件	<p>要件は以下のとおり</p> <p>1. 別紙1(農地整備事業に係る運用)第5の1</p> <p>① 目標年度において次のいずれかを満たすこと ア 米の生産コストが60キログラム当たり概ね9,600円を下回ることが見込まれること。 イ 作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね10パーセント以上増加することが見込まれること、または、作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物にかかる作物生産額が概ね50パーセント以上増加することが見込まれること。</p> <p>② 事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること。 ③ 事業実施前の担い手の農用地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれも概ね80パーセント以下であること。</p> <p>2. 別紙1(農地整備事業に係る運用)第5の2</p> <p>① 事業実施前から目標年度にかけて、担い手への農用地集積率及び集約化率がそれぞれ概ね50パーセントポイント向上する地区については、目標年度において次のいずれかを満たすこと。 ア 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。 イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ1.の①のアを満たすことが見込まれること。</p> <p>② 事業実施前から目標年度にかけて、担い手への農用地集積率及び集約化率がそれぞれ概ね50パーセントポイント向上しない地区については、目標年度において次のいずれかを満たすこと。 ア 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。 イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ1.の①のアまたはイのいずれかを満たすことが見込まれること。</p>

事業名	経営体育成促進事業
事業主体	団 体 営
事業内容	<p>農業競争力強化農地整備事業等の実施に併せて行う事業で、担い手への農地利用集積を促進し、効率的かつ安定的な経営体の育成を図るために実施する。</p> <p>〔担い手育成農地集積事業〕 対象事業の実施に際し、土地改良区等が(株)日本政策金融公庫から借り入れる資金の一部に対し、事業費の一定割合内の額について無利子貸付を行う事業。</p>
採択要件	<p>1. 以下のいずれかの事業を実施している地区</p> <p>①農業競争力強化農地整備事業の農地整備事業(経営体育成型、中山間地域型、中山間傾斜農地型)、及び水利施設等保全高度化事業の畑地帯総合整備事業(担い手育成対策)、畑地帯総合整備中山間地域型(担い手育成対策)</p> <p>②農山漁村地域整備交付金の農地整備事業(経営体育成型、耕作放棄地型)及び水利施設等整備事業畑地帯総合整備型(担い手育成対策)、畑地帯総合整備中山間地域型(担い手育成対策)</p> <p>2. 農業経営基盤強化促進基本構想が定められているか、定められることが見込まれること。</p> <p>3. 基盤整備関連経営体育成等促進計画等が定められていること。</p> <p>4. 集積対象者(担い手)の要件、農地集積及び認定農業者の育成について、農業競争力強化農地整備事業等の採択要件を満たすこと。</p>
実施要綱	経営体育成促進事業実施要綱
実施要領	経営体育成促進事業実施要領
交付要綱	—
貸付率	<p>〔担い手育成農地集積事業〕 借り入れ資金について年度事業費の10%以内(農家負担金が年度事業費の12%以下の場合にあっては当該負担金の5/6以内)相当額を無利子貸付</p>
適用	<p>1. 要件未達成の措置 担い手育成農地集積事業 調整金(無利子融資と同時に貸付を受けた農業基盤整備資金(有利子)と同利率で算出される利子相当額)を貸付対象者から徴収し国に納付する。</p>

事業名	県単農地集積促進事業	
	担い手農地集積促進事業	集落農地集積促進事業
事業主体	団体営	
事業内容	担い手農地集積計画に基づき、対象事業の実施により、受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下「農地集積率」という)が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に40%以上となった場合に、促進費を交付する事業。	農地利用集積計画に基づき、対象事業の実施により、集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下「集落農地集積率」という)が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に50%以上となった場合に、促進費を交付する事業。
要件	(1) 対象事業(①農山漁村地域整備交付金 中山間地域総合整備事業②農山漁村地域整備交付金 農地環境整備事業③中山間地域農業農村総合整備事業(令和3年度までの事業採択地区に限る))が実施されていること。 (2) 担い手農地集積計画が策定されていること。 (3) 農地集積率が40%以上となることが確実と見込まれること。	(1) 対象事業(団体営農業基盤整備促進事業、団体営農地耕作条件改善事業)が実施されていること。 (2) 農地利用集積計画が策定されていること。 (3) 集落農地集積率が50%以上となることが確実と見込まれること。
	【担い手要件】 (1) 認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。) (2) 経営規模が3ha(特定農山村地域にあつては2ha)以上の農業者 (3) 生産組織(農業生産法人、集落営農組織等) (4) 人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱第2の1に定める人・農地プラン)において地域の中心となる経営体に位置付けられた中心経営体。	
	【経営等農用地面積の要件】 「経営等農用地」とは所有権、利用権等の権限に基づき、又は農作業受託により集積された農用地で、次の要件による。 (1) 設定期間又は契約期間が6年以上であり、当該年度を含めて3年以上の設定期間又は契約期間を残している「利用権」及び「農作業受託」。 (2) 「農作業受託」は基幹3作業以上の受託を行うもの。	
実施要綱	県単農地集積促進事業実施要綱	
実施要領	県単農地集積促進事業実施要領	
交付要綱	農業農村整備事業関係補助金交付要綱	
交付率	県:100% 農地集積率に応じて対象事業費に次の交付割合を乗じた額を限度額とする。 (農地集積率)・・・(交付割合) 40%以上45%未満・・・0.025 45%以上50%未満・・・0.030 50%以上55%未満・・・0.035 55%以上60%未満・・・0.040 60%以上65%未満・・・0.045 65%以上・・・0.050	県:100% 集落農地集積率が50%以上の場合、対象事業費に0.125を乗じた額を限度額とする。
適用	促進費の限度額は農家負担を伴う事業費に交付割合を乗じた額又は実際に農家が負担した額のいずれか低い額	

事業名	県単農地集積促進事業	
	水田園芸拠点産地形成促進事業	担い手不在集落解消促進事業
事業主体	団体営	
事業内容	水田園芸産地形成促進計画に基づき、対象事業により基盤整備を実施した農地の作付け延べ面積に占める県推進品目の割合が対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に25%以上となった場合に促進費を交付する事業。	担い手不在集落において、担い手確保計画に基づき、別に定める対象事業により、事業完了年度の翌年度から起算して3年が経過するまでの間に担い手が確保された場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業。
要件	<p>(1) 対象事業(団体営農地耕作条件改善事業、団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業)が実施されていること。</p> <p>(2) 水田園芸産地形成促進計画が策定されていること。</p> <p>(3) 「※県推進品目」の作付け割合が25%以上となること が確実と見込まれること。</p> <p>※県推進品目は次の作物のことをいう。 ・キャベツ ・玉ネギ ・白ネギ ・アスパラガス ブロッコリー ・ミニトマト</p>	<p>(1) 対象事業(団体営農地耕作条件改善事業(令和6年度までの事業採択地区に限る))が実施されていること。</p> <p>(2) 担い手確保計画が策定されていること。</p> <p>(3) 担い手の確保が確実と見込まれること。</p>
	<p>【担い手要件】</p> <p>(1) 認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。)</p> <p>(2) 経営規模が3ha(特定農山村地域にあつては2ha)以上の農業者</p> <p>(3) 生産組織(農業生産法人、集落営農組織等)</p> <p>(4) 人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱第2の1に定める人・農地プラン)において地域の中心となる経営体に位置付けられた中心経営体。</p>	
	<p>【経営等農用地面積の要件】</p> <p>「経営等農用地」とは所有権、利用権等の権限に基づき、又は農作業受託により集積された農用地で、次の要件による。</p> <p>(1) 設定期間又は契約期間が6年以上であり、当該年度を含めて3年以上の設定期間又は契約期間を残している「利用権」及び「農作業受託」。</p> <p>(2) 「農作業受託」は基幹3作業以上の受託を行うもの。</p>	
実施要綱	県単農地集積促進事業実施要綱	
実施要領	県単農地集積促進事業実施要領	
交付要綱	農業農村整備事業関係補助金交付要綱	
交付率	<p>県:100%</p> <p>県推進品目の作付け割合が25%以上の場合、対象事業費に0.125を乗じた額を限度額とする。</p>	<p>県:100%</p> <p>担い手不在集落において担い手を確保した場合、対象事業費に0.125を乗じた額を限度額とする。</p>
適用	促進費の限度額は農家負担を伴う事業費に交付割合を乗じた額又は実際に農家が負担した額のいずれか低い額	

農山漁村交付金事業名		農村集落基盤再編・整備事業(農地環境整備型)							
事業主体		県 営		団 体 営					
事業内容		<p>耕作放棄地の整理統合による計画的な土地利用と、優良農地の保全にかかる以下の整備を行う。</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) ほ場整備事業 (4) 農用地開発事業 (5) 暗渠排水事業 (6) 農用地の改良又は保全事業</p> <p>2. 保安全管理等事業 (1) 高付加価値農業基盤整備事業 (2) 附帯事業 (3) 用地整備事業 (4) 市民農園等整備事業 (5) 生態系保全施設整備事業 (6) 遊水池整備事業 (7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8) 交換分合事業</p> <p>3. 特認事業 (1) 地方農政局長が特に必要と認めるもの</p>							
要件		<p>【一般型事業】</p> <p>●生産性の向上を図る「生産区域」と耕作放棄地を含む「保安全管理区域」のうち、事業受益地を占める「生産区域」が概ね7割程度確保できる見通しがあること。</p> <p>●農業生産基盤整備事業(1)～(6)の受益面積の合計が概ね10ha以上であること。 次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又はその地域を含む市町村。 (1)過疎地域 (2)振興山村地域 (3)離島振興対策実施地域 (4)半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域 (6)指定棚田地域 (7)今後とも営農の継続が見込まれるものの、耕作放棄地の増大のおそれがある地域であつて、(1)～(6)に準ずる 地域で地方農政局長が必要と認める地域 農地環境整備計画に即して作成される農地環境整備事業実施計画に基づき実施すること。</p> <p>県営事業は、以下のいずれかに該当すること。(但し、交換分合事業の実施を希望する者から申請があつた場合は、当該土地改良区等が知事と協議して実施するものとする。)</p> <p>①水利用等広域的な調整が必要な場合 ②ため池等の基幹施設の整備、急傾斜地における整備、地域の環境及び国土の保全等について高度な技術的判断を必要とする場合。 ③地域の実情を勘案して、緊急性を要する場合 ④市町村長の要請により当該市町村の行財政事情等から県が事業実施主体となることが適当と認められる場合。</p> <p>※耕作放棄地の定義 … 概ね過去2年以上作物が栽培されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供される見込みのない農地をいう。</p>							
実施要綱		農山漁村地域整備交付金実施要綱							
実施要領		農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙4-1(農村整備に係る運用) 別紙4-2(農村整備に係る取扱い)							
交付要綱		農山漁村地域整備交付金交付要綱							
交付率		区 分	国	県	その他	区 分	国	県	その他
		1(1)～(6)及び 2(1),(2),(8), 3内地	55	30	15	内 地	55	未	未
		2(3)～(7) 内 地	55	未	未				
離 島	60	未	未	離 島	60	未	未		
適 用									

農山漁村交付金事業名	水利施設等整備事業(畑地帯総合整備型)			
補助事業名	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備型))			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画 又は畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画*1に基づき事業を実施する</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業のうち(1)から(3)のうち1つ以上実施 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業</p> <p>2. 1と併せて実施できる事業(密接な関連が必要)</p> <p>①農業生産基盤整備事業 (1)客土事業 (2)暗渠排水事業 (3)除礫 (4)農用地造成 (5)農地保全</p> <p>②農業生産基盤整備附帯事業 (1)土壌改良事業 (2)高付加価値農業施設移転等事業 (3)交換分合 (4)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</p> <p>③営農環境整備事業 (1)農業集落道整備事業 (2)農業集落排水施設整備事業 (3)農業集落防災安全施設整備事業 (4)農業集落環境管理施設整備事業 (5)用地整備事業 (6)環境整備事業 (7)生態系保全空間整備事業 (8)営農用水施設整備事業 (9)農業準備休憩施設整備事業 (10)地域資源利活用基盤整備事業 (11)水管理施設整備事業</p> <p>④農業経営高度化支援事業 (1)高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2)農業経営高度化促進事業 ア中心経営体農地集積促進事業 (3)耕地利用高度化推進事業</p> <p>* 1による場合は、下記のとおり実施できる(担い手支援対策) 単独整備: 1. (1)のうち畑地かんがいを目的とした用水施設について緊急に必要な補修工事のみを行う事業 単独土地土層改良: ア. ①(1)、(2)、(3)、②(1)事業並びにこれを補完するため①(5)、②(3)、③(4) イ. ①(2)と事業の新設、変更とこれと一体的1. (1)排水施設に係る事業 単独水管理施設: ③(11)のみ</p>			
要件	<p>① 担い手育成対策 (1)受益面積の合計が概ね 20ha 以上(樹園地にあつては、それぞれ概ね 0.5ha 以上の団地の合計面積が 5ha 以上)。 (2)産地構造改革計画の策定 (3)事業完了時点において、優良品目・品種の作付面積が地区全体の経営面積の 20%以上となることが見込まれること (4)担い手が農地所有適格法人を除く法人を位置付けた場合、該当法人の集積率が 30%以上になること</p> <p>②担い手支援対策 (1)受益面積の合計が概ね 30ha 以上(樹園地にあつては都道府県知事がやむを得ないと判断した場合は、それぞれ概ね5ha 以上の団地の合計面積が 10ha 以上)。 * 1は下記のとおり 施設整備事業: (1)国営又は県営土地改良事業により造成された畑地かんがい施設が対象であること。 (2)受益面積が概ね 30ha 以上で、かつ、総事業費が 35,000 千円以上 (3)「畑作物の生産を振興すべき地域に該当または該当することが確実な地域で行うものであること。 土層改良事業: (1)畑作物の生産を振興すべき地域において行うもの。 (2)受益面積が概ね 30ha 以上 (3)「泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マーヅ等の不良土層地帯又は特殊土層地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づき指定された地域、特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり特に必要と認められる地域で実施する。 営農水管理施設整備: (1)国営又は県営土地改良事業により造成された畑地かんがい施設が対象であること。 (2)受益面積が概ね 20ha 以上(樹園地にあつては他の受益面積の合計が 10ha 以上)</p>			
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱、水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2、水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙2			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱、土地改良事業関係補助金交付要綱			
交付補助率	区分	国	県	その他
	内地	50	未定	未定
	離島	50	未定	未定
適用	担い手育成対策:市町村より活性化計画の提出の上、畑地帯集積促進整備計画を作成 担い手支援対策:市町村から畑地帯営農促進基本計画を受けた上で、高度化整備計画を作成する。ただし、単独水管理施設を行う場合にあっては、この限りではない。			

農山漁村交付金事業名	水利施設等整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型)			
補助事業名	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型))			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画 又は畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画*1に基づき事業を実施する</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業のうち(1)から(3)のうち1つ以上実施 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業</p> <p>2. 1と併せて実施できる事業(密接な関連が必要)</p> <p>①農業生産基盤整備事業 (1)客土事業 (2)暗渠排水事業 (3)除礫 (4)農用地造成 (5)農地保全</p> <p>②農業生産基盤整備附帯事業 (1)土壌改良事業 (2)高付加価値農業施設移転等事業 (3)交換分合 (4)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</p> <p>③営農環境整備事業 (1)農業集落道整備事業 (2)農業集落排水施設整備事業 (3)農業集落防災安全施設整備事業 (4)農業集落環境管理施設整備事業 (5)用地整備事業 (6)環境整備事業 (7)生態系保全空間整備事業 (8)営農用水施設整備事業 (9)農業準備休憩施設整備事業 (10)地域資源利活用基盤整備事業 (11)水管理施設整備事業</p> <p>④農業経営高度化支援事業 (1)高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2)農業経営高度化促進事業 ア中心経営体農地集積促進事業 (3)耕地利用高度化推進事業</p> <p>* 1による場合は、下記のとおり実施できる(担い手支援対策) 単独整備: 1. (1)のうち畑地かんがいを目的とした用水施設について緊急に必要な補修工事のみを行う事業 単独土地土層改良: ア. ①(1)、(2)、(3)、②(1)事業並びにこれを補完するため①(5)、②(3)、③(4) イ. ①(2)と事業の新設、変更とこれと一体的1. (1)排水施設に係る事業 単独水管理施設: ③(11)のみ</p>			
要件	<p>中山間地域等で実施すること</p> <p>①担い手育成対策 (1)受益面積の合計が概ね10ha以上、採択申請時に担い手が1戸以上あること。 (2)産地構造改革計画の策定 (3)事業完了時点において、優良品目・品種の作付面積が地区全体の経営面積の20%以上となることが見込まれること (4)担い手が農地所有適格法人を除く法人を位置付けた場合、該当法人の集積率が30%以上になること</p> <p>②担い手支援対策 (1)受益面積の合計が概ね30ha以上(樹園地にあつては都道府県知事がやむを得ないと判断した場合は、それぞれ概ね5ha以上の団地の合計面積が10ha以上)。 * 1は下記のとおり 施設整備事業: (1)国営又は県営土地改良事業により造成された畑地かんがい施設が対象であること。 (2)受益面積が概ね30ha以上で、かつ、総事業費が35,000千円以上 (3)「畑作物の生産を振興すべき地域に該当または該当することが確実な地域で行うものであること。 土層改良事業: (1)畑作物の生産を振興すべき地域において行うもの。 (2)受益面積が概ね30ha以上 (3)「泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マーヅ等の不良土層地帯又は特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づき指定された地域、特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり特に必要と認められる地域で実施する。 営農水管理施設整備: (1)国営又は県営土地改良事業により造成された畑地かんがい施設が対象であること。 (2)受益面積が概ね20ha以上(樹園地にあつては他の受益面積の合計が10ha以上)</p>			
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱、水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2、水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙2			
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱、土地改良事業関係補助金交付要綱			
交付補助率	区分	国	県	その他
	内地	55	未定	未定
	離島	55	未定	未定
適用	<p>担い手育成対策: 市町村より活性化計画の提出の上、畑地帯集積促進整備計画を作成 担い手支援対策: 市町村から畑地帯営農促進基本計画を受けた上で、高度化整備計画を作成する。ただし、単独水管理施設を行う場合にあっては、この限りではない。</p>			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(高収益作物導入促進型))				
事業主体	県		営		
事業内容	<p>1 農業生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業(農作業道の変更に限る) (3)客土事業 (4)暗渠排水事業 (5)区画整理事業 (6)除礫 (7)農用地造成 (8)農地保全 ※(2)、(3)及び(5)～(8)については、(1)又は(4)と併せて一体的に実施するものに限る</p> <p>2 農業生産基盤整備附帯事業 ※1の(1)又は(4)の事業と併せて一体的に実施するものに限る (1)土壌改良事業 (2)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</p> <p>3 農業経営高度化支援事業 ※1の(1)又は(4)の事業と併せて一体的に実施するものに限る (1)高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2)農業経営高度化促進事業 産地形成促進事業 ※国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進対策)と併せて一体的に実施するものを含む (3)耕地利用高度化推進事業 ※事業実施主体は都道府県、ただし、3(1)のイ、(2)、(3)の事業については市町村等で実施可能</p>				
要件	<p>1 受益面積の合計がおおむね20ha(中山間地域等にあつては10ha)以上であること。</p> <p>2 導入促進整備計画を策定していること。</p> <p>3 整備計画に定める目標年次において、高収益作物の作付面積が、事業開始時に比べ以下のとおり増加することが確実と見込まれること。 (1) 受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%以上増加すること (2) 高収益作物を新たに作付する面積が2ha(中山間地域にあつては1ha)以上となること。 (3) 産地形成促進事業を実施する場合は、(1)及び(2)に加え、面積割合が10%以上となること。</p> <p>4 国営かん排事業(高収益作物導入促進対策)と併せて、産地形成促進事業を一体的に実施する場合、1～3までの規定にかかわらず、高収益作物の作付面積が、国営かん排事業(高収益作物導入促進対策)の開始時に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。 (1) 面積割合が5%以上増加すること。 (2) 面積割合が10%以上となること。</p>				
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱				
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙2				
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱				
補助率	区分	国	県	その他	
	1 農業生産基盤整備事業	50(55)	未	未	
	2 農業生産基盤整備附帯事業	50(55)	未	未	
	3 農業経営高度化支援事業	(1)高度土地利用調整事業 ア 指導事業	50(55)	未	未
		イ 調査・調整事業	50(55)	未	未
		(2)農業経営高度化促進事業 産地形成促進事業	50(55)	未	未
	(3)耕地利用高度化推進事業	50(55)	未	未	
	()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯、指定棚田地域に適用				
適用	<p>指導事業は、農業生産基盤整備事業の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度まで実施が可能。ただし、農業生産基盤整備事業の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限る。</p> <p>調査・調整事業は、農業生産基盤整備事業の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度まで実施が可能。</p> <p>産地形成促進事業の実施にあつては、 (1)高収益作物の作付面積の増加に資するものになるよう配慮する。 (2)農業生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱に定める水田活用の直接支払交付金の交付申請ができない。ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化した農地については、農業生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は経営所得安定対策等実施要綱に定める戦略作物助成の交付申請ができる。</p> <p>産地形成促進事業の助成は、農業生産基盤整備事業又は国営かん排事業(高収益作物導入促進対策)の完了年度の翌年度から目標年度までに行う。助成の限度額は、農業生産基盤整備事業又は国営かん排事業(高収益作物導入促進対策)の事業費に次に掲げる助成割合を乗じて得た額とする。</p> <p>面積増加割合(作付面積に占める高収益作物の作付面積の増加割合)が (1)農業生産基盤整備事業と一体的に実施する場合 (ア)5%以上6%未満:0.0625 (イ)6%以上7%未満:0.0750 (ウ)7%以上8%未満:0.0875 (エ)8%以上9%未満:0.1000 (オ)9%以上10%未満:0.1125 (カ)10%以上:0.1250 (2)国営かん排事業(高収益作物導入促進対策)と一体的に実施する場合 (ア)5%以上6%未満:0.0520 (イ)6%以上7%未満:0.0624 (ウ)7%以上8%未満:0.0728 (エ)8%以上9%未満:0.0832 (オ)9%以上10%未満:0.0936 (カ)10%以上:0.1040</p> <p>耕地利用高度化推進事業の助成は、農業生産基盤整備事業の事業費の2%に相当する額の範囲内において、農業生産基盤整備事業の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までに行う。</p>				

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(高収益作物転換型))					
事業主体	県 営 ・ 団 体 営					
事業内容	<p>1 農業生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)客土事業 (4)暗渠排水事業 (5)区画整理事業 (6)除礫 (7)農用地造成 (8)農地保全 ※(2)及び(6)～(8)については、(1)、(3)、(4)及び(5)と併せて一体的に実施するものに限る</p> <p>2 農業生産基盤整備附帯事業 ※1の(1)、(3)、(4)及び(5)と併せて一体的に実施するものに限る (1)土壌改良事業 (2)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</p> <p>3 農業経営高度化支援事業 ※1の(1)、(3)、(4)及び(5)と併せて一体的に実施するものに限る (1)高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2)農業経営高度化促進事業 ア 産地形成支援事業 (3)耕地利用高度化推進事業</p>					
要件	<p>1 それぞれおおむね1ha(中山間地域等にあつては0.5ha)上の水田の団地面積の合計がおおむね5ha以上であること。 2 産地推進計画に本事業の実施が位置付けられていること。 3 整備計画に定める目標年次において、高収益作物の作付面積が、事業開始時に比べ以下のとおり増加すること。 (1) 水田の受益面積における高収益作物の作付面積割合が5割以上となること (2) 受益面積割合が10%以上となること。 4 高収益作物は基幹作として作付けすること。</p>					
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱					
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙2					
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱					
補助率	区分			国	県	その他
	1 農業生産基盤整備事業			50(55)	未	未
	2 農業生産基盤整備附帯事業			50(55)	未	未
	3 農業経営高度化支援事業	(1)高度土地利用調整事業	ア 指導事業	50(55)	未	未
			イ 調査・調整事業	50(55)	未	未
		(2)農業経営高度化促進事業 産地形成支援事業		50(55)	未	未
(3)耕地利用高度化推進事業		50(55)	未	未		
()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯、指定棚田地域に適用						
適用	<p>指導事業は、農業生産基盤整備事業の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度まで実施が可能。 調査・調整事業は、農業生産基盤整備事業の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度まで実施が可能。 耕地利用高度化推進事業の助成は、農業生産基盤整備事業の事業費の2%に相当する額の範囲内において、農業生産基盤整備事業の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までに行う。</p>					

補助事業名	農業競争力強化農地整備事業(農業基盤整備促進事業)			
交付金名	農山漁村地域整備交付金 農業基盤整備促進事業			
事業主体	県営・団体営			
事業内容	<p>地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備</p> <p>事業種類</p> <p>1. 定率助成 (1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道 (6)農用地の保全 (7)調査・調整 (8)指導</p> <p>2. 定額助成 ①田の区画拡大(水路の変更を伴わない) ②田の区画拡大(水路の変更を伴う) ③畑の区画拡大(水路の変更を伴わない) ④畑の区画拡大(水路の変更を伴う) ⑤暗渠排水 ⑥湧水処理 ⑦末端畑地かんがい施設 ⑧客土 ⑨除礫</p>			
要件	<p>1. 農業基盤整備計画(※)の策定</p> <p>2. 事業費1地区 2,000 千円以上</p> <p>3. 受益者数 1 地区 2 者以上</p> <p>4. 受益面積 5ha 以上</p> <p>5. 次の要件を全て満たすものであること。(県営要件)</p> <p>①受益地の過半にほ場整備の実施履歴があること。</p> <p>②受益地の過半が担い手に集積されていること。</p> <p>③受益地が営農上のつながりがある範囲内にあること。</p> <p>※農業基盤整備計画には以下の事項を記載</p> <p>①農業競争力強化に向けた取り組み方針 ②事業実施期間 ③基盤整備の概要 ④基盤整備の計画 ⑤農地防災事業の実施 ⑥費用負担方法 ⑦施設の予定管理者及び予定管理方法 ⑧その他必要な事項 (農山漁村地域整備交付金で実施する場合は、①農業競争力強化に向けた取り組み方針は不要)</p> <p>【定額助成の事業を行う場合の留意点】</p> <p>(1) 施工の全部又は一部について、農業者施工が必須</p> <p>(2) 事業実施主体は、農業者施工等の状況(作業内容、作業時間、支出額等)を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うことが必要</p> <p>(3) 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が定率助成の指導事業を実施していない場合は、外部監査を受けることが必要</p> <p>(4) 農業者施工を行う場合、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応が必要</p>			
実施要綱	農業競争力強化農地整備事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	農業競争力強化農地整備事業実施要領 農山漁村地域整備交付金実施要領			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	定率助成(県営)	50(55)	27.5(27.5)	22.5(17.5)
	定率助成(団体営)	50(55)	10(15)	40(30)
	定額助成(団体営)	1/2 程度	-	1/2 程度(農業者が支出した 労務費、材料費等も含む)
	<p>・定率助成 ()内の率は6法(離島、特別豪雪、山振、半島、過疎、特農)指定地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域に適用</p> <p>・定額助成 単価は次項に記載</p>			
適用	<p>・農山漁村地域整備交付金で平成 29 年度以降に事業着手する場合には、費用対効果の算出が必要。</p> <p>・集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、事業の完了年度の翌年度から起算して3 年の間に50%以上となる場合は、「県単農地集積促進事業(促進費)」の活用が可能(団体営に限る)。</p>			

定額助成単価(農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業)

番号	事業内容	現場条件	表土扱いの有無	水路変更の有無	通常の単価	
					【下段:集約化加算】	【下段:集約化加算】
① ② ③ ④	田(畑)の 区画拡大	高低差が 10cm超の場合	有	無	12万5千円/10a 【15万円/10a】	10万5千円/10a 【12万5千円/10a】
				有	25万円/10a 【30万円/10a】	19万5千円/10a 【23万円/10a】
		高低差が 10cm以下 の場合	有	無	10万5千円/10a 【12万5千円/10a】	8万5千円/10a 【10万円/10a】
				有	23万円/10a 【27万5千円/10a】	17万5千円/10a 【21万円/10a】
			無 (簡易整備)	無	5万5千円/10a 【6万5千円/10a】	4万円/10a 【4万5千円/10a】
			有	17万5千円/10a 【21万円/10a】	13万円/10a 【15万5千円/10a】	
	畦畔除去のみ	無	無	3万円/100m 【3万5千円/100m】	3万円/100m 【3万5千円/100m】	
⑤	暗渠排水 (φ50~60)	バックホウ工法	有	-	15万円/10a 【18万円/10a】	11万5千円/10a 【13万5千円/10a】
			無		14万5千円/10a 【17万円/10a】	10万5千円/10a 【12万5千円/10a】
		トレンチャ工法	無	10万円/10a 【12万円/10a】	8万5千円/10a 【10万円/10a】	
		掘削同時 埋設工法	無	7万5千円/10a 【9万円/10a】	5万5千円/10a 【6万5千円/10a】	
	上記の補正	管径の補正 (すべてφ65以上)	-	-	+1万5千円/10a	-
		地下かんがいの 導入	-	-	+2万5千円/10a	-
実施設計 (外注のみ)		-	-	+1万5千円/10a	-	
⑥	湧水処理 (φ50~60)	バックホウ	有	-	15万円/100m 【18万円/100m】	11万円/100m 【13万円/100m】
			無		14万円/100m 【16万5千円/100m】	10万円/100m 【12万円/100m】
	上記の補正	管径補正 (すべてφ65以上)	-	-	+1万5千円/100m	-
⑦	末端畑地 かんがい施設	散水設備 (普通畑)	-	-	15万5千円/10a 【18万5千円/10a】	11万円/10a 【13万円/10a】
		散水設備 (樹園地)	-	-	24万5千円/10a 【29万円/10a】	17万5千円/10a 【21万円/10a】
		給水栓設置のみ	-	-	1万5千円/1箇所 【1万5千円/1箇所】	1万円/1箇所 【1万円/1箇所】
	上記の補正	ほ場までの配管	-	-	+5万円/10m	+4万円/10m
⑧	客土	-	-	-	11万5千円/10a 【13万5千円/10a】	6万5千円/10a 【7万5千円/10a】
⑨	除礫	-	-	-	20万円/10a 【24万円/10a】	14万5千円/10a 【17万円/10a】
⑩	更新整備(用水路)	-	-	-	9万5千円/10m 【11万円/10m】	6万円/10m 【7万円/10m】
	更新整備(排水路)	-	-	-	14万5千円/10m 【17万円/10m】	8万5千円/10m 【10万円/10m】
	更新整備(農作業道)	-	-	-	9万5千円/10m 【11万円/10m】	6万円/10m 【7万円/10m】

※耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算する

ア 田(畑)の区画拡大にあつては、受益面積10アール当たり2万円(畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり1万円)を減算

イ 暗渠排水(φ50~60)にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算

ウ 湧水処理(φ50~60)にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算

※⑩は、農業基盤整備促進事業では対象外。

事業名	農地耕作条件改善事業			
型	地域内農地集積型			
事業主体	県営・団体営			
事業内容	<p>農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を行う。</p> <p>〔事業種類〕</p> <p>1. 定額助成</p> <p>①田の区画拡大(水路の変更を伴わない) ②田の区画拡大(水路の変更を伴う) ③畑の区画拡大(水路の変更を伴わない) ④畑の区画拡大(水路の変更を伴う) ⑤暗渠排水⑥湧水処理 ⑦末端畑地かんがい施設 ⑧客土 ⑨除礫 ⑩更新整備(ア.用水路、イ.排水路、ウ.農作業道、エ.特認事業) 『①条件改善推進費※』</p> <p>2. 定率助成</p> <p>『(1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道等 (6)農地造成 (7)農用地の保全 (8)営農環境整備支援 (11)管理省力化支援※ (12)品質向上支援※ (13)条件改善促進支援※』(17)指導※</p> <p>県営は、『』内のみ実施可 ※はハード事業と一体的に実施する場合に限り実施可</p>			
要件	<p>1. 農地中間管理機構との連携概要の策定</p> <p>2. 地域内農地集積促進計画の作成</p> <p>3. 農地耕作条件改善計画の策定</p> <p>4. 事業費(ハード)1地区 2,000 千円以上 事業費(ハード)1地区 50,000 千円以上〔県営要件〕</p> <p>5. 受益者数 1地区 2 者以上</p> <p>6. 受益面積 10ha 以上〔県営要件〕</p> <p>7. 受益が営農上のつながりのある範囲内〔県営要件〕</p> <p>【定額助成(①～⑩)の事業を行う場合の留意点】 農業基盤整備促進事業と同じ</p> <p>※なお、県営により農地集積・集約化対策事業実施要綱第3-2-(4)の農地整備・集約協力金交付事業の協力金の交付を受ける場合は、同要綱に掲げる要件によるほか、事業費(ハード)1地区 50,000 千円以上とする。</p>			
実施要綱	農地耕作条件改善事業実施要綱			
実施要領	農地耕作条件改善事業実施要領			
交付要綱	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	定率助成(県営)	50(55)	27.5	22.5(17.5)
	定率助成(団体営)	50(55)	10(15)	40(30)
	定額助成	①～⑩の事業 1/2 程度 ⑩の事業 100	— —	①～⑩の事業 1/2 程度(農業者が支出した労務費、材料費等も含む) —
	<p>・定率助成 ()内の率は、5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯、指定棚田地域に適用</p> <p>・定額助成 ①～⑩の単価は前項に記載、⑩は 300 万円/実施年</p>			
適用	<p>団体営事業に限り、一定の要件を満たせば県単農地集積促進事業の「集落農地集積促進事業」、「水田園芸拠点産地形成促進事業」、「担い手不在集落解消促進事業」において促進費の活用が可能。</p> <p>詳細については、県単農地集積促進事業のページ(34～35P)を参照。</p>			

事業名	農地耕作条件改善事業			
型	高収益作物転換型			
事業主体	県営・団体営			
事業内容	<p>農地中間管理機構による担い手への農地の集積を図りつつ、高収益作物への転換を推進する。</p> <p>〔事業種類〕</p> <p>1. 定額助成</p> <p>①田の区画拡大(水路の変更を伴わない) ②田の区画拡大(水路の変更を伴う) ③畑の区画拡大(水路の変更を伴わない) ④畑の区画拡大(水路の変更を伴う) ⑤暗渠排水⑥湧水処理 ⑦末端畑地かんがい施設 ⑧客土 ⑨除礫 ⑩更新整備(ア.用水路、イ.排水路、ウ.農作業道、エ.特認事業) 『⑪条件改善推進費※ ⑫高収益作物転換推進費※』</p> <p>2. 定率助成</p> <p>『(1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道等 (6)農地造成 (7)農用地の保全 (8)営農環境整備支援 (11)管理省力化支援※ (12)品質向上支援※ (13)条件改善促進支援※ (14)高収益作物導入支援※』(17)指導※</p> <p>県営は、『』内のみ実施可 ※はハード事業と一体的に実施する場合に限り実施可</p>			
要件	<p>1. 農地中間管理機構との連携概要の策定(重点実施区域等で事業を実施する場合)</p> <p>2. 高収益作物転換促進計画の作成</p> <p>3. 農地耕作条件改善計画の策定</p> <p>4. 事業費(ハード)1地区 2,000 千円以上 事業費(ハード)1地区 30,000 千円以上〔県営要件〕</p> <p>5. 受益者数1地区 2 者以上</p> <p>6. ハード事業受益の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換</p> <p>7. 受益面積 5ha 以上〔県営要件〕</p> <p>8. 受益が営農上のつながりのある範囲内〔県営要件〕</p> <p>【定額助成(①～⑩)の事業を行う場合の留意点】 農業基盤整備促進事業に同じ</p> <p>※なお、県営により農地集積・集約化対策事業実施要綱第3-2-(4)の農地整備・集約協力金交付事業の協力金の交付を受ける場合は、同要綱に掲げる要件によるほか、事業費(ハード)1地区 30,000 千円以上とする。</p>			
実施要綱	農地耕作条件改善事業実施要綱			
実施要領	農地耕作条件改善事業実施要領			
交付要綱	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	定率助成(県営)	50(55)	27.5	22.5(17.5)
	定率助成(団体営)	50(55)	10(15)	40(30)
	定額助成	①～⑩の事業 1/2 程度 ⑪⑫の事業 100	— —	①～⑩の事業 1/2 程度(農業者が支出した労務費、材料費等も含む) —
	<p>・定率助成 ()内の率は、5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯、指定棚田地域に適用</p> <p>・定額助成 ①～⑪は地域内農地集積型に同じ、⑫はハード事業受益地内の作付面積のうち、新たな高収益作物への転換割合に応じて、300万円～500万円/実施年</p>			
適用	<p>団体営事業に限り、一定の要件を満たせば県単農地集積促進事業の「集落農地集積促進事業」、「水田園芸拠点産地形成促進事業」、「担い手不在集落解消促進事業」において促進費の活用が可能。</p> <p>詳細については、県単農地集積促進事業のページ(34～35P)を参照。</p>			

事業名	農地耕作条件改善事業			
型	スマート農業導入推進型			
事業主体	県営・団体営			
事業内容	<p>国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する。</p> <p>〔事業種類〕</p> <p>(1)定率助成の(9)スマート農業導入支援の(ア)GNSS基地局整備</p> <p>(2)定率助成の(9)スマート農業導入支援の(イ)先進的省力化技術導入支援、(ウ)調査・調整、実施計画策定支援、(17)指導</p> <p>(3)定額助成の①田の区画拡大(水路の変更を伴わない)、②田の区画拡大(水路の変更を伴う)、③畑の区画拡大(水路の変更を伴わない)、④畑の区画拡大(水路の変更を伴う)、⑤暗渠排水、⑥湧水処理、⑦末端畑地かんがい施設、⑧客土、⑨除礫、⑩更新整備(ア.用水路、イ.排水路、ウ.農作業道、エ.特認事業)及び定率助成の(1)農業用排水施設、(2)暗渠排水、(3)土層改良、(4)区画整理、(5)農作業道等、(6)農地造成、(7)農用地の保全、(8)営農環境整備支援。</p> <p>(4)定額助成の⑪条件改善推進費及び定率助成の(11)管理省力化支援、(12)品質向上支援、(13)条件改善促進支援。</p> <p>※(2)、(3)及び(4)については(1)と一体的に実施する場合に限り実施可、また、(4)については(3)とも関連して併せて実施する場合に限り実施可。</p>			
要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地中間管理機構との連携概要の策定(重点実施区域等で事業を実施する場合) 2. スマート農業導入推進計画の作成 3. 農地耕作条件改善計画の策定 4. 事業費(ハード)1地区2,000千円以上 5. 受益者数1地区2者以上 6. 県営事業で整備した複数のほ場整備地区を対象として、広域的に実施するものであること〔県営要件〕 7. 標準区画1ha以上の大区画で整備されていること〔県営要件〕 			
実施要綱	農地耕作条件改善事業実施要綱			
実施要領	農地耕作条件改善事業実施要領			
交付要綱	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	定率助成(県営) 定率助成(団体営)	50(55) 50(55)	27.5 10(15)	22.5(17.5) 40(30)
	定額助成	①～⑩の事業 1/2程度 ⑪の事業 100	— —	①～⑩の事業 1/2程度(農業者が支出した労務費、材料費等も含む) —
	<p>・定率助成 ()内の率は、5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯、指定棚田地域に適用</p> <p>・定額助成 ①～⑪は地域内農地集積型に同じ</p>			
適用				

事業名	農地集積・集約化対策事業(機構集積協力金交付事業)における農地整備・集約協力金交付事業
事業主体	県営・団体営
事業内容	農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域の農地耕作条件改善事業の実施地区において、農業者の事業費負担を軽減するため、事業実施主体に対して協力金を交付する事業。 事業対象は、農地耕作条件改善事業のうち、 ・地域内農地集積型(耕作条件実施要綱第2の1) ・高収益作物転換型(耕作条件実施要綱第2の2)
採択要件 交付要件	以下のすべての要件を満たす地区であること。 1. 農地中間管理権 (1)耕作条件実施要綱第2に定めるハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農地(以下「事業対象農地」)について、本事業申請日において有する農地中間管理権の存続期間又は残存期間が15年以上であること。 (2)事業対象農地における農地中間管理権について、本事業申請日から少なくとも5年以上、使用貸借による権利によって設定されること、又は賃借権によって設定される場合であっても、本事業申請日から少なくとも5年以上、賃借料が物納によって支払われること。 2. 事業対象農地 (1)事業対象農地は、過去に国費が投入された基盤整備事業の完了地区における農地に隣接している農地であること。なお、「隣接している農地」とは、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当すること。 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの 2つ以上の農地が各々隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの 2つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの (2)事業対象農地の面積の合計が10ヘクタール未満(中山間地域は5ヘクタール未満)であること 3. 人・農地プラン 事業対象農地の全ては、以下のいずれかに該当する人・農地プランのエリアに含まれていること。 (1)「人・農地プラン通知(※)」2の(1)の実質化された人・農地プランであること (2)令和元年度及び令和2年度に限り、「人・農地プラン通知」5の(1)の工程表の作成及び公表が行われていること。 4. 担い手への集積 (1)目標年度までに事業対象農地の全てが担い手に集積されること (2)(1)において、事業対象農地を借り受ける担い手は、借り受ける農地の面積以上の経営面積を有していること(新規就農する担い手である場合を除く) 5. 受益者 対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区の受益者は3者以上であること
実施要綱	農地集積・集約化対策事業実施要綱
実施要領	
交付要綱	農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱
交付率	国:100% 目標年度における担い手の農地集約化率に応じて定率助成の当該年度事業費に次の助成割合を乗じた額を限度額とする。 (担い手への農地集約化率) … (交付割合) 80%以上 … 0.050 90%以上 … 0.085 100% … 0.125
適用	※「人・農地プラン通知」とは、人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)のこと